

◆吉田訪問看護ステーション 利用料金表(2019年4月～)◆

(1)基本料金

○訪問看護

		自己負担1割		
時間帯		午前8時～午後6時	早朝(午前6時～8時) 夜間(午後6時～10時)	深夜 (午後10時～午前6時)
ご利用時間	20分未満	311円	389円	465円
	30分未満	467円	584円	701円
	30分以上1時間未満	816円	1,020円	1,224円
	1時間以上1時間30分未満	1,118円	1,398円	1,677円
型定期訪問巡回随時看護対応	要介護1～4(1月につき)	2,935円		
	要介護5(1月につき)	3,735円		

※ただし、一定以上の所得がある方は、自己負担額が2割または3割負担になります。

○介護予防訪問看護

		自己負担1割		
時間帯		午前8時～午後6時	早朝(午前6時～8時) 夜間(午後6時～10時)	深夜 (午後10時～午前6時)
ご利用時間	20分未満	300円	375円	450円
	30分未満	448円	560円	672円
	30分以上1時間未満	787円	984円	1,181円
	1時間以上1時間30分未満	1,080円	1,350円	1,620円

※ただし、一定以上の所得がある方は、自己負担額が2割または3割負担になります。

○主な加算と算定要件

加算	算定要件	自己負担額 (1割)
サービス提供体制強化加算 (1回につき)	3年以上の勤続年数の職員を30%以上の割合で雇用している事業所	6円
緊急時訪問介護加算Ⅰ (24時間連絡体制)(1月につき)	ご利用者またはご家族の同意を得て加算	574円
特別管理加算(Ⅰ)(1月につき)	悪性腫瘍患者・気管切開患者・気管カニューレ・留置カテーテル(胃ろう、経鼻経管栄養を含む)を使用しているご利用者に対して加算	500円
特別管理加算(Ⅱ)(1月につき)	腹膜透析、血液透析、在宅酸素、中心静脈栄養、成分栄養経管栄養法、自己導尿、人工呼吸器、腸圧呼吸器、自己疼痛管理、ドレーンチューブ、人工肛門、人工膀胱、重度の褥瘡等の症状があるご利用者に対して加算	250円
長時間訪問看護加算(1回につき)	特別管理加算の対象であり、1回の時間が1時間30分を超える看護を行った場合	300円
ターミナルケア加算(介護予防を除く)(1月につき)	ご利用者またはご家族の同意を得て、主治医との連携のもとに、在宅で最後までターミナルケアを利用された場合、亡くなった月に加算	2,000円
複数名訪問加算Ⅰ(1回につき)	ご利用者またはご家族の同意を得て、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことが認められる場合	30分未満 254円
		30分以上 402円
退院時共同支援加算(1月につき)	病院または介護老人保健施設に入院(入所)中のご利用者に対して、看護師等が主治医等と連携し在宅療養に必要な指導を行い、その内容をご利用者またはご家族に対し文書により提供した場合	600円
初回加算(1月につき)	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に初回のサービスを提供した月に加算	300円

※ただし、一定以上の所得がある方は、自己負担額が2割または3割負担になります。